

はじめに

1. 計画策定の背景

平成 7 年 1 月 17 日に発生し、甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国は平成 7 年 10 月「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。平成 7 年 12 月より施行）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできた。

その後、平成 16 年 10 月の新潟中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震など、大地震が頻発したことから、国は中央防災会議の「地震防災戦略」、地震防災推進会議の提言等を踏まえ、「耐震改修促進法」を平成 17 年 11 月に改正した。これを受け、政令や省令及び関連する国土交通省告示が平成 18 年 1 月から施行された。

この法改正において、国による基本方針の作成、地方公共団体による耐震改修促進計画の策定が位置づけられるとともに、国民の建築物の地震に対する安全性確保等についての努力義務が明文化され、本県においても、平成 19 年 3 月に耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「佐賀県耐震改修促進計画」を定めた。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、津波の影響も大きく受け、2 万 5 千人の尊い犠牲者と約 24 万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等甚大な被害をもたらした。

このように、平成 17 年の法改正後、建築物の地震対策の見直しが緊急の課題とされるなか、「耐震改修促進法」が平成 25 年 5 月 29 日に改正され、同年 11 月 25 日に施行された。

この法改正では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物等で、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものについては、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。

そのような中、平成 28 年 4 月 14 日・16 日には熊本地震が発生し、佐賀県でも 6 市町において震度 5 以上を記録した。県内では、住宅・建築物の倒壊などの建物被害はなかったものの、県内でも大規模地震が発生する可能性が十分にあることを認識させられた。県内においても、震度 7 以上の地震を引き起こす可能性のある断層帯も存在するため、建築物の地震対策は緊急の課題である。

このようなことから、本県では、平成 25 年度の法律改正と熊本地震を踏まえ、「建築物の耐震化に関する目標」、「耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」などについて、平成 19 年 3 月に定めた「佐賀県耐震改修促進計画」を見直すものである。

なお、耐震化の取組については、次期計画を策定するまでは本計画によることとし、本計画に記載している耐震改修促進法の条文等については、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 20 号）により読み替えるものとする。